令和8年9月

西東京市にお住いの保護者の方へ

私立幼稚園等の給付費請求書・補助金申請書の提出について（後期分）

1. 補助金の種類

制度名	制度概要／対象経費・上限	
子育てのための施設等利用給付	事前に施設等利用給付認定を受けている方で、預かり保育を利用し利用料を納入した保護者の方への給付金です。所得制限はありません。	
	預かり保育料・認可外保育施設利用料 （新2号認定を受けている方）	月額上限 12,300 円 ※かつ、預かり保育分は 日額 490 円×利用日数
保護者負担軽減事業費補助金	特定負担額を納入した保護者の方への市の補助金です。支給上限金額は、世帯所得等によって異なります。	
	特定負担額（全世帯）	月額上限　7,000 円～ ※別表参照
実費徴収に係る補足給付補助金	給食費を支払った保護者のうち、第3子以降の園児がいる世帯及び市民税所得割額が 77,100 円以下の世帯の方への補助金です。	
	主食費（上記要件を満たす世帯※補足参照）	月額上限　3,000 円

＊記載の金額は上限額です。実際に支払った金額の方が低い場合は、その金額までが給付・補助額となります。
＊月途中の入園・退園、転入・転出等があった場合、その月の上限額は日割り計算されます。

2.代理受領額

月額上限 7,000 円

（内訳 ： 保護者負担軽減事業費補助金 7,000 円）

特定負担額に係る上記金額については、市から幼稚園へ支払うため、原則その同額が差し引かれた上で、幼稚園から毎月請求されます。実際の差し引き処理等については、各幼稚園へご確認ください。

また、その他の対象経費（預かり保育利用料、給食費等）については、半年ごとの償還払いです。

3.提出書類

（1）令和8年度 西東京市私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金申請書兼請求書
施設等利用費請求書
西東京市幼稚園等における実費徴収に係る補足給付補助金申請書兼請求書

（1枚の様式です）

（2）申請書の各添付書類（本人確認書類の写し、その他）※詳細は2,3ページ目

4.提出期限・提出先

通園している幼稚園等から提出日の指定がありますので、指定された日までに園へ提出してください。

万が一、指定された期限までに提出できない場合は、通園先にその旨を伝え、市へ持参または郵送してください。

5.添付書類（本人確認・課税確認に関わるもの）

	該当する方	必要な書類
必須	**申請者全員**	**本人確認書類**(次から1点または2点) ＊直接持参の場合は、窓口での提示のみで足ります。 **1点**で確認できるもの ・マイナンバーカード表面のコピー ・官公署発行の顔写真付き証明書※(運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳等)のコピー ※氏名、生年月日または住所が記載されたもの **2点**で確認できるもの ・公的医療保険資格確認書のコピー ・年金手帳のコピー(氏名・生年月日等が記載されているページ) ・児童扶養手当証書のコピー ・特別児童扶養手当受給証明書のコピー ・官公署発行の氏名、生年月日または住所が記載されている書類のコピー
該当する場合のみ	令和8年1月1日時点で **市外在住の方**	**マイナンバー確認書類**(申請者＝認定保護者のもの) 以下から**1点**で確認 ・マイナンバーカード裏面のコピー（顔写真付きのプラスチック製カード） ・マイナンバーが記載された住民票（発行から3ヶ月以内。コピー可） ※ 住民票等自動交付機ではとれません。本人確認書類を持参し市民課(出張所)窓口で申請してください
	令和8年1月1日時点で **海外在住の方**	**給与証明書** ＊各年の1月1日に海外にいた方は、課税(非課税)情報の公募確認ができないため、勤務先等から交付を受けて提出してください。 ＊証明は海外での支払い分 ・ 国内での支払い分それぞれの給与証明が必要です。 ＊市民税所得割額が 256,300 円を超える世帯(世帯年収目安:730 万円超)と思われる方は、申請書の「交付区分に係る承諾」に承諾いただくことで、証明書の提出を省略できます。 以下により確認 ・令和7年1月1日～令和7年12月31日の間に支払われた給与・控除等の証明書

※・・・マイナンバー確認書類・給与証明書について、**前期分申請時に提出済みであれば添付不要**です。

6.添付書類（補助区分に関わるもの）

世帯の市民税所得割額が 77,100 円以下に該当する世帯で、次に掲げる事項に該当する場合は、該当事項を証する書類（コピー等）を提出してください。「ひとり親世帯等」の区分に該当となります。

	申請書上 No.	該当する世帯（下記に該当する者がいる世帯）		必要な書類
該当する場合のみ	1	生活保護法第6条第2項に規定する**要保護者**		**生活保護受給証明書**のコピー
	－	**要保護者**に準ずる程度に困窮していると認める者		**ご相談ください。**
	2	母子及び父子並びに寡婦福祉法による**配偶者のない者**で現に児童を扶養している者		申請者・児童の**戸籍全部事項証明書、児童育成手当（育成）受給証明書類**または**児童扶養手当証書**のコピー
	3-Ⅰ	身体障害者福祉法第第 15 条第4号の規定により**身体障害者手帳**の交付を受けた者	在宅に限る	**身体障害者手帳**のコピー
		療育手帳制度要綱の規定により**療育手帳**の交付を受けた者		**療育手帳**のコピー
		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定により**精神障害者保健福祉手帳**の交付を受けた者		**精神障害者保健福祉手帳**のコピー
	3-Ⅱ	**特別児童扶養手当**の支給対象児童		**特別児童扶養手当受給証明書**のコピー
	3-Ⅲ	国民年金法に定める国民年金の**障害基礎年金**の受給者等		**年金証書**のコピー

申請書の「世帯の状況」に「○」をした上で、添付してください。

※･･･各必要書類について、**前期分申請時に提出済みであれば添付不要**です。

7.交付予定日

代理受領分（市から幼稚園へ支払い）：毎月

償還払い分（市から保護者へ支払い）：令和9年5月末の入金予定です。

具体的な日付と金額は、決定後、申請者に通知いたします。

8.注意事項

（1）西東京市個人情報保護条例等により、お問い合わせ内容によっては、電話での対応をお断りする場合がございます。ご本人確認ができるものをお持ちいただければ、窓口での対応は可能です。

（2）申請書は郵送でもお受けしますが、郵送により発生した問題に関しては、市では責任を負いかねますので予めご了承ください。

（3）提出書類に関して書類の不足や内容不備、税の未申告等があった際、それに対するご対応が頂けない場合は、支払い時期が遅れることや補助区分（4ページ目参照）を最高区分として取り扱うことがありますのでご了承ください。誤りや記載漏れ等がないか十分に確認した上で、ご提出いただきますようお願いします。

（4）児童養護施設、ファミリーホームの入所児童および里親に委託している里子は、保護者負担軽減事業費補助金においては補助の対象外となります。

（5）記載内容の変更・税の修正申告等は、「内容変更届」にてお知らせください。（市HPにてダウンロード可）

【 問合せ先 】〒188-8666　西東京市南町5-6-13
西東京市子ども若者部 幼児教育・保育課 給付係
直通：042-497-4926 ｱﾄﾞﾚｽ：hoiku@city.nishitokyo.lg.jp

＜別表＞保護者負担軽減事業費補助金

区分	対象基準(世帯)	第１子	第２子	第３子以降
1	生活保護世帯 市民税所得割非課税世帯のひとり親世帯等(＊)	11,400 円	11,400 円	11,400 円
2	市民税所得割非課税世帯 (市民税所得割額が 77,100 円以下のひとり親世帯等(＊)を含む。)	8,400 円		
3	市民税所得割額が 77,100 円以下	7,000 円	7,000 円	
4	市民税所得割額が 211,200 円以下	7,000 円	7,000 円	10,800 円
5	市民税所得割額が 256,300 円以下			10,200 円
6	上記の所得割額を超える世帯			7,000 円

＊ひとり親世帯等…3ページ6表に該当する世帯

＊対象経費である「特定負担額」とは、園則に定めがあり、特定教育・保育の提供にあたり、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められるもので、保護者が毎年度徴収されるものです。
ただし、実費徴収、一部の園児が対象のもの、入園時に一括徴収するものは対象外です。
（例） 基準以上の職員配置の人件費・施設の環境維持向上のための費用等

＊補助金額は、市民税所得割額および園児の兄姉の状況により区分を決定します。
（10月～3月分は令和8年度の所得割額に基づきます。）

＊市民税所得割額は、税額控除(調整控除、定額減税を除く)適用前の額を算定基準とします。
世帯の2人以上に所得がある場合は合算額となります。

＊園児の兄姉の状況が以下のいずれかに該当する場合、補助金加算の要件対象となります。
① 保護者と生計を一にしている
② 幼稚園・認可保育所・東京都認証保育所・認定こども園に在園している
③ 特例保育・家庭的保育事業等を利用している
④ 特別支援学校の幼稚部に在籍している
⑤ 児童心理治療施設に通所または、児童発達支援・医療型児童発達支援を利用している就学前児童である

＊政令指定都市から転入した方へ
地方税法の改正により、政令指定都市における個人住民税の税率が平成 30 年度から変更(道府県民税4%→2%、市民税6%→8%)となりましたが、所得階層判定については、旧税率により算出した所得割課税額・税額控除を用いて行います。

＊満3歳児クラス在籍園児が以下すべての要件を満たす場合に、預かり保育利用料(在籍園の預かり保育事業が十分でない場合の他園における幼稚園型一時預かり事業利用料も含む)に対して別途、
月額上限 17,700 円(預かり保育分は日額上限 490 円)
の補助が出ます。
① 保育の必要性がある　② 課税世帯である
③ 満3歳児クラスがある幼稚園等に在籍している
なお、申請方法や書式については、市ホームページをご確認ください。

＜補足＞幼稚園等における実費徴収に係る補足給付補助金

対象世帯 ,・小学 3 年生以下から数えて、在籍児童が第 3 子以降に該当する全ての世帯
・上記「保護者負担軽減事業費補助金」の区分で、区分1～3に該当する世帯
（＝市民税所得割額が 77,100 円以下の世帯）

補 助 額 ,・**主食費　月額上限 3,000 円**
かつ、1食分の食材料費※×実食数が給付上限となります。(※=給食費全額ではありません。)